

事例10 (株)肥後銀行及び(株)鹿児島銀行による共同株式移転

第1 本件の概要

本件は、それぞれ銀行業を営む株式会社肥後銀行（法人番号2330001001532）（以下「肥後銀行」といい、肥後銀行とその子会社を併せて「肥後銀行グループ」という。）と株式会社鹿児島銀行（法人番号7340001000826）（以下「鹿児島銀行」といい、鹿児島銀行とその子会社を併せて「鹿児島銀行グループ」という。また、肥後銀行グループと鹿児島銀行グループを併せて「当事会社」という。）が、共同株式移転の方法により、両者の事業を統合すること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。関係法条は、独占禁止法第15条の3である。

第2 一定の取引分野

1 役務の範囲

銀行業務は、預金業務、貸出業務及び為替業務の3つが主な業務であり、当事会社は、いずれもこれらの銀行業務を営んでいる。このうち、本件では、当事会社の主要な業務である預金業務及び貸出業務について検討している。

預金業務とは、預金者から金銭を受け入れ、これを管理・保管する業務をいい、貸出業務とは、企業や個人に資金を貸し出す業務をいう。

本件では、「預金業務」及び「貸出業務」をそれぞれ商品範囲として画定¹した。預金業務及び貸出業務は、信用金庫、信用組合等の銀行以外の他の金融機関も行っているが、これらの金融機関においては銀行に比べて事業活動の制限があること等も踏まえ、本件においては都市銀行及び地域銀行が行う預金業務及び貸金業務を対象に検討を行い、銀行以外の他の金融機関については、必要に応じて隣接市場からの競争圧力として考慮した。

2 地理的範囲

預金業務及び貸出業務ともに、当事会社の主な営業地域は熊本県又は鹿児島県であるところ、当事会社によれば、当事会社と取引関係のある需要者は当事会社の店舗が所在する市町村に居住する個人や所在する法人が多く、また、当事会社も地域に密着して営業活動を行っている実態にあることから、本件では、「市町村」ごとに地理的範囲を画定した。

第3 本件行為が競争に与える影響

1 一定の取引分野ごとのセーフハーバー基準の該当性

(1) 水平型企业結合

¹ 当事会社は、為替業務、投資信託販売業務、総合リース・割賦販売業等を営むが、これらの業務は、預金業務及び貸出業務に付随した取引であり、預金業務及び貸出業務の競争に与える影響を審査することにより、これらの業務についても競争に与える影響を判断できるものとする。

上記第2で画定した各一定の取引分野について、当事会社が競合している市町村のうち、福岡市、熊本市及び宮崎市においては預金業務及び貸出業務ともに、鹿児島県乙市においては預金業務のみHHIの増分が150以下であることから、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

他方で、熊本県甲市及び鹿児島県乙市においては、下記のとおり、貸出業務に係るHHIが、それぞれ約4,700及び約3,700であり、HHIの増分がそれぞれ150を超え、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しないことから、下記2で検討する。

なお、当事会社が主に事業を営む熊本県と鹿児島県の県境の市町村について、当事会社の支店の有無で水平関係の有無を検討すると、当事会社間の水平関係は確認できないが、鹿児島県丙市に所在する鹿児島銀行の支店が、隣接する熊本県甲市に所在する法人に対して営業活動を行っており、一定の貸出実績があることが認められたことから、熊本県甲市における銀行の貸出業務については当事会社間に水平関係があるものとして検討することとした。

(2) 混合型企業結合（地域拡大）

上記第2で画定した各一定の取引分野について、肥後銀行又は鹿児島銀行のうちいずれか一方のみが店舗を設置して営業活動を行っている市町村は74地域存在し、このうち、2市においては預金業務及び貸出業務の市場シェアが、それぞれ10%以下であることから、混合型企業結合のセーフハーバー基準に該当する。

他方で、74地域のうち69市町においては、預金業務及び貸出業務の市場シェアが25%を超え、また、1市においては貸出業務のHHIが約2,800、市場シェアが10%超であることから、いずれも混合型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。したがって、下記2で検討する（なお、同1市の預金業務については、市場シェアが10%以下であることから、混合型企業結合のセーフハーバー基準に該当している。）。また、2市については、市場シェアが不明であることから、混合型企業結合のセーフハーバー基準に該当しないものとして、下記2で検討する（下記2で判断要素の検討を行う72市町を以下「72市町」という。）。

2 判断要素の検討

以下では、水平型企業結合及び混合型企業結合をまとめて検討する。水平関係で競合している地域のうち水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しないため検討を行った地域（熊本県甲市及び鹿児島県乙市）は、地元となる当事会社どちらか一方の市場シェアがある程度高いことから、水平型企業結合のセーフハーバー基準非該当となった。しかし、当該地域を地元としない他方の銀行の市場シェアは僅少であり、HHIの増分も大きくないことから、水平関係にはあるものの、本件行為が競争に与える影響は軽微であると考えられる。本件統合の性格・競争分析の中心は、混合型企業結合（地域拡大）である。

(1) 競争者の状況

ア熊本県甲市（水平型企業結合）

熊本県甲市においては、下表のとおり、一定程度のシェアを持つ第二地方銀行であるA社及びB社が店舗を設置して活発な営業活動を行っている。また、統合によるシェアの変動は僅少である。

【熊本県甲市における銀行の貸出業務シェア及び店舗数】

貸出業務		金融機関名	店舗数
順位	市場シェア		
1	約65%	肥後銀行	2
2	約20%	A社	1
3	約15%	B社	1
4	0-5%	鹿児島銀行	-
合計	100%	-	4

イ鹿児島県乙市（水平型企業結合）

鹿児島県乙市においては、下表のとおり、一定程度のシェアを持つB社等の第二地方銀行、C社等の地方銀行及びE社等の都市銀行が店舗を設置して活発な営業活動を行っている。また、統合によるシェアの変動は僅少である。

【鹿児島県乙市における銀行の貸出業務シェア及び店舗数】

貸出業務		金融機関名	店舗数
順位	市場シェア		
1	約55%	鹿児島銀行	46
2	約15%	B社	26
3	約5%	C社	1
4	約5%	D社	2
5	約5%	E社	1
6	0-5%	F社	1
7	0-5%	G社	1
8	0-5%	肥後銀行	1
その他	0-5%	-	-
合計	100%	-	82以上

ウ72市町（混合型企業結合〔地域拡大〕）

72市町のうち、50市町においては、A社、B社等の第二地方銀行等が店舗を

設置して営業活動を行っている。

エ小括

以上から、熊本県甲市、鹿児島県乙市及び50市町においては、従来から当事会社以外に複数の銀行における競争が行われており、また、特に水平型企业結合となる熊本県甲市及び鹿児島県乙市ではシェアの変動は僅少であり有力な競争事業者の存在も認められる。このように、本件行為後も他の銀行からの競争圧力が一定程度働くものと考えられる。

(2) 参入

銀行が支店等の店舗を開設する場合は、金融庁へ届出を行えば自由に開設することが可能であり、この支店等の開設に特段地理的な制約は設けられていないことから、銀行が望めば支店等を開設することができる。近年では、人口の増加が見込まれる等の理由により、従来店舗を開設していなかった熊本県や鹿児島県の市町村に新規参入した競争事業者の例がある。

したがって、上記のような事情が存在する地域については、当事会社以外の銀行からの参入圧力が一定程度働いているものと考えられる。

(3) 隣接市場からの競争圧力

ア銀行以外の他の金融機関からの競争圧力

熊本県甲市、鹿児島県乙市及び72市町のうち、ほとんど全ての地域においては、信用金庫や信用組合等の金融機関が店舗を設置して、預金業務及び貸出業務を営んでいるが、信用金庫や信用組合等の金融機関は、銀行と比較して業務を行える範囲に制限がある等の事情があると考えられることから、銀行以外の他の金融機関からの競争圧力は限定的であると考えられる。

イ地理的隣接市場からの競争圧力

混合型企業結合のセーフハーバーに該当しない地域の中には、当事会社のほかに有力な金融機関が存在しない地域がある（なお、水平型企业結合の地域については、上記1で述べたとおり、当事会社以外に複数の銀行における活発な競争が行われている。）。しかし、当事会社によると、当該地域については、店舗が設置されている市町村に所在する需要者でなくても、「交通の便が良い」、「通勤・通学先に近い」等の理由により、隣接する市町村等に設置されている店舗を利用することであり、市町村を超えた営業活動が行われることもある。

したがって、このような事情が存在する地域においては、地理的隣接市場からの競争圧力が一定程度働いていると考えられる。

(4) 混合型企業結合（地域拡大）

混合型企業結合（地域拡大）に関して、過去10年において、肥後銀行による鹿児島県への新規出店及び鹿児島銀行の熊本県への新規出店はなく、また具体的な計画もなかったため、当事会社相互間における潜在的競争者としての競争圧力はないものと考えられる。

(5) 小括

以上の事情を考慮すれば、本件行為を機に、当事会社が、熊本県甲市、鹿児島県乙市及び72市町において、単独行動又は協調的行動により、貸出の金利条件等のある程度自由に左右することができる状態が現出するおそれはないものと考えられる。

第4 結論

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。